

告示

埼玉県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画道路三・三・一号国道百二十二号線、三・三・十七号国道百二十五号羽生バイパス線及び三・三・十八号国道百二十五号羽生バイパス線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・一号国道百二十二号線）

イ 追加する土地の区域

羽生市大字砂山字新田、大字須影字上川田、字上戸の内、字下戸の内、大字上川崎字箕輪、大字下川崎字八幡前の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

（三・三・十七号国道百二十五号羽生バイパス線）

イ 追加する土地の区域

羽生市大字砂山字新田の一部

ロ 削除する土地の区域

なし

（三・三・十八号国道百二十五号羽生バイパス線）

イ 追加する土地の区域

羽生大字須影字下戸の内、大字神戸字前、字西、字東の各一部

ロ 削除する土地の区域

羽生市大字神戸字前の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所及び羽生市まちづくり部まちづくり政策課

四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで